

## 入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 1 再度の入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第167条の2の第1項第8号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効とする時点の取扱い)

- 2 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
  - (1) 落札候補者となった当日に無効とする審査対象項目
    - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
    - ② 建設業法第28条第3項もしくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）
    - ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
    - ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
    - ⑤ 工事費内訳書
  - (2) 落札候補者となった日の翌日から起算して2日後（本市における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
    - ① 登録種目
    - ② 希望種目
    - ③ 地域要件
    - ④ 資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
    - ⑤ 建設業許可
    - ⑥ 経営事項審査
    - ⑦ 社会保険
    - ⑧ 配置予定技術者
    - ⑨ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無
    - ⑩ 消費税及び地方消費税の未納
    - ⑪ 入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
  - (3) 落札候補者となった日の翌日から起算して3日後（本市における執務の休日を除く）に無効とする審査対象項目
    - (1) 及び (2) 以外の審査対象項目

(無効等となった場合の取扱い)

- 3 落札候補者が、無効等となった場合、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

(資格審査資料の取扱いの特例)

- 4 落札候補者が2 - (1) のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
- 5 落札候補者が、2 - (2) - ⑩の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書(落札候補者用)により資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

(無効等とする公表の取扱い)

- 6 無効等に該当する者がある場合には、大阪市電子調達システムの「入札情報サービス」>「工事メニュー」>「電子入札結果情報(工事)」で公表する。

(落札決定の取扱い)

- 7 落札決定予定日については、公告本文に明示する。  
また、落札決定までの日数については、原則として落札候補者となった日の翌日から起算して3日後(本市における執務の休日を除く)とする。

(日程等の特例)

- 8 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する必要がある。